

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 子ども・子育て支援新制度
 - (1) 子ども・子育て支援新制度の概要
 - (2) 幼児教育・保育の無償化
- 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策
 - (1) 都道府県設定区域の設定
 - (2) 量の見込みと確保方策

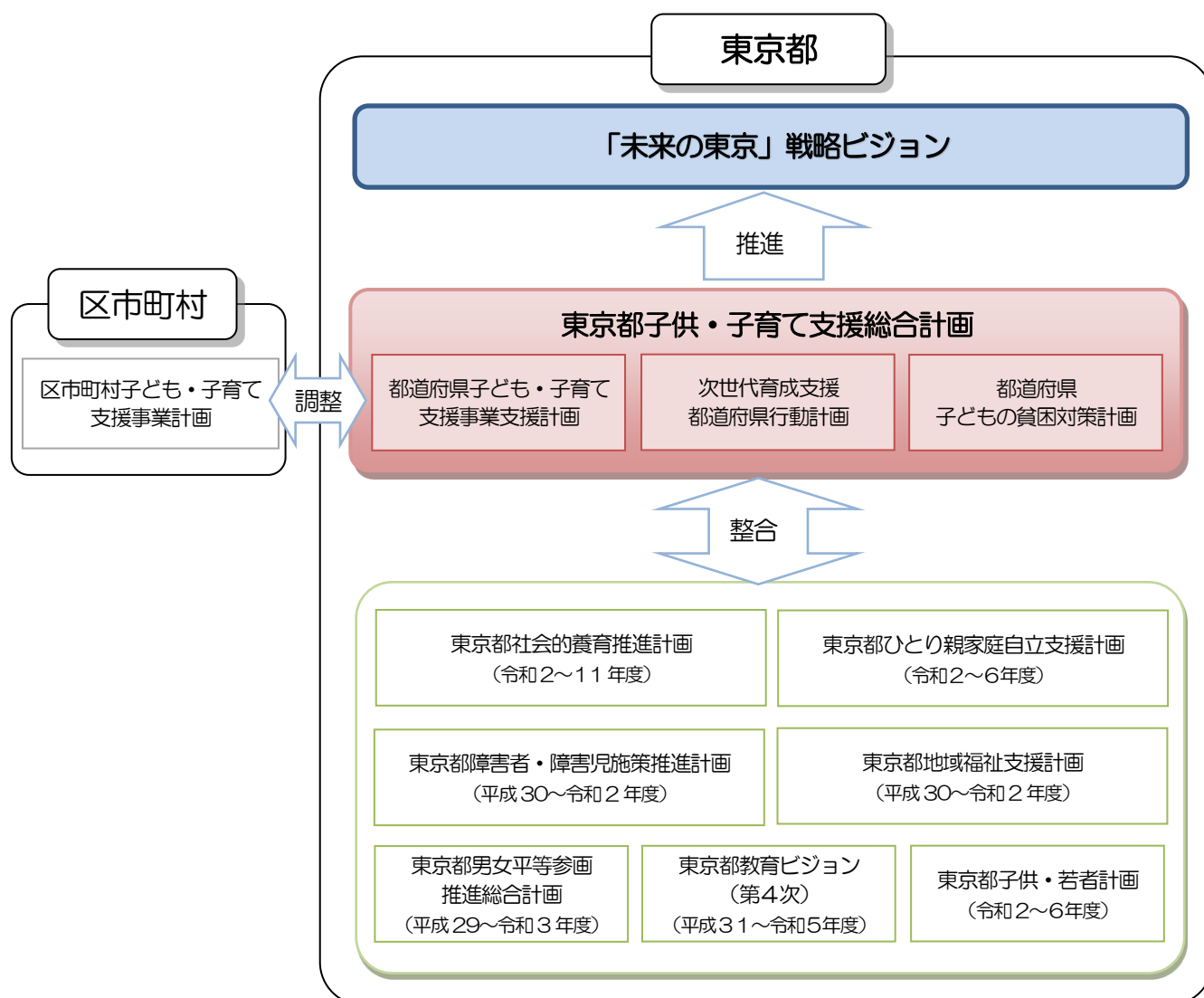
1 計画策定の趣旨

- 我が国では、少子化が進行し、平成 17 年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化したこと、子育てと仕事とを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められました。
- そうした状況を受けて、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、一人ひとりの子供が健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子供・子育て支援の充実を図ることとされました。
- また、10 年間の集中的な取組を進めるものとして平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）も改正され、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が令和 6 年度末まで 10 年間延長されました。
- 平成 26 年 1 月には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が施行されました。
- 平成 26 年 7 月には、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。）が告示されました。
- こうしたことを踏まえ、子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子ども・子育て支援法及び次世代法に基づき、子供の貧困対策も包含する計画として、平成 26 年度末に「東京都子供・子育て支援総合計画」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。
- 平成 29 年度末には、区市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策及び東京都の目標数値の更新並びに子どもの貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確化した第一期計画の中間見直しを行いました。

- 国においては、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、令和元年5月、子ども・子育て支援法を改正し、同年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。
- また、令和元年6月には、子どもの貧困対策法の改正により、子供の意見の尊重や包括的かつ早期に支援を講ずることを基本理念に加えるとともに、同年11月に、新たな子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定し、さらなる施策の推進を図ることとされました。
- 一方、都は、平成31年4月に、子供を権利の主体として尊重するとともに、社会全体で虐待の防止を図ることを基本理念とする「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行しました。
- また、令和元年12月に今後の都政運営の新たな指針として「『未来の東京』戦略ビジョン」（12頁参照）を取りまとめました。ビジョンでは、2040年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」を掲げ、2030年に向けた戦略として、「子供の目線に立って、あらゆる負担を徹底的にサポートする」「子供に身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する」「『チルドレンファースト』を社会に浸透させる」を提示しています。
- こうした状況や、これまでの都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、「第二期東京都子供・子育て支援総合計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格

- 本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを合わせて一体的に策定するものです。
- また、本計画は、「未来の東京」戦略ビジョンを推進する計画と位置付けるとともに、東京都の他の関連する計画と整合を図り、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



3 計画期間

- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 各施策の成果や子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、計画期間の中間年（令和4年度）を目安として、計画の見直しを行います。

4 計画の構成

- 本計画は、5つの章で構成しています。
- 第1章では、都が子供と子育て家庭に対する支援施策を推進していく上での基本的な考え方や、計画の「理念」「目標」「視点」を示します。
- 第2章では、東京における子供と家庭をめぐる状況を俯瞰します。併せて、子供と家庭への支援などの施策について、これまでの都の取組を概観します。
- 第3章では、目標ごとに施策の方向性と、具体的な都の取組を示します。
- 第4章では、人材の確保と資質の向上が一層重要になってきていることから、これに関する広域自治体としての都の取組の方向性を示します。
- 第5章では、本計画の推進に向けて、都・区市町村・事業主・地域社会・都民の役割を明らかにするとともに、計画の進捗管理などについて示します。

5 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

新制度では、就学前の子どもに教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が、②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されます。

令和元年（2019年）の子ども・子育て支援法の一部改正により同年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、「子育てのための施設等利用給付」が新設され、幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

◆ 新制度における給付・事業

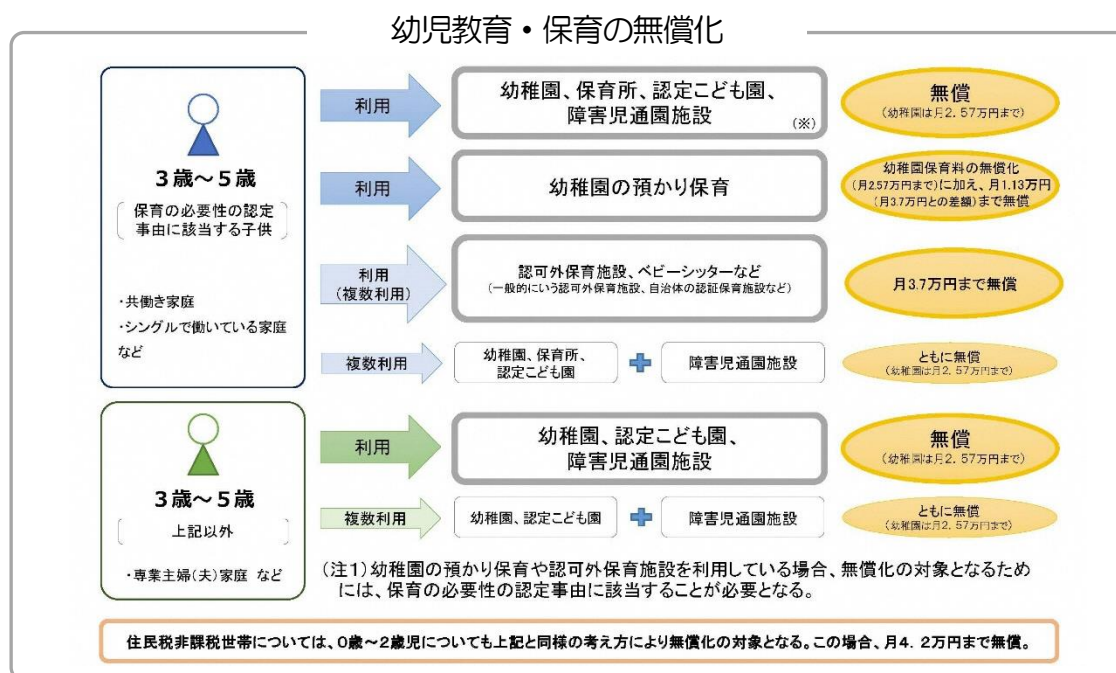
子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付 児童手当法等に基づく児童手当等の給付	区市町村主体
	子どものための教育・保育給付 教育・保育給付認定子どもが幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付 ① 施設型給付費 …幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園 ② 地域型保育給付費…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	
	子育てのための施設等利用給付 ※令和元年10月から 施設等利用給付認定子どもが幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 ■施設等利用費…認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
地域の実情に応じた子育て支援	地域子ども・子育て支援事業 ①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④子育て短期支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪妊婦健康診査事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	
仕事と子育ての両立支援	仕事・子育て両立支援事業 ■企業主導型保育事業 …企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成） ■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 …繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援	国主体

(2) 幼児教育・保育の無償化

- 幼児教育の重要性と子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、区市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月に施行されました。この法改正等に基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供の利用料が無償化されました。

区分	概要	
幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供	対象施設	幼稚園 保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業
	対象となる子供	3～5 歳児クラス：全ての子供たちの利用料が無料 ※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、月額 2.57 万円まで ※企業主導型保育事業については、標準的な利用料の金額が減額 ・対象期間は、原則、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間。 ・通園送迎費、食材料費、行事費等は保護者負担 ただし、食材料費については、 年収 360 万円未満相当世帯は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除 全世帯の第3子以降は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除
		0～2 歳児クラス：住民税非課税世帯は無料 ※企業主導型保育事業については、標準的な利用料の金額が減額
幼稚園の預かり保育を利用する子供	対象施設	幼稚園の預かり保育
	対象となる子供	3～5 歳児クラス：最大月額 1.13 万円まで無償 ○幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円まで無償。 ※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があり、その際、就労等の要件を満たす必要がある
認可外保育施設等を利用する子供	対象施設	認可外保育施設
	対象となる子供	3～5 歳児クラス：月額 3.7 万円まで無償 0～2 歳児クラス：住民税非課税世帯が対象。月額 4.2 万円まで無償 ※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があり、その際、就労等の要件を満たす必要がある ※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となる ※認可外保育施設は、都道府県に届出し国が定める基準を満たす必要あり（5年間の猶予期間あり）
就学前の障害児の発達支援を利用する子供	対象施設	障害児の発達支援
	対象となる子供	満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間 ・幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合は、両方とも無料 ・利用料以外の費用（医療費、食材料費等）は保護者負担

- 幼児教育・保育の無償化により、従来から新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の原則3歳以上の子供の保育料が無料になるほか、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。



6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法により、都道府県は、質の高い幼児期の学校教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）、そしてそれらを定める単位となる区域の設定を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされています。

都は、本計画に基づき、区市町村が地域の実情に応じて、教育・保育の提供体制を整備できるよう支援しています。

(1) 都道府県設定区域の設定

- 区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域」として、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。
- 都道府県は、教育・保育の「量の見込み」「確保方策」を定める単位として、区市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接区市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することとされています。
- 都道府県は、認定こども園や認可保育所の認可・認定の判断を行う際、都道府県設定区域における利用定員の総数が、当該年度の必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によってこれを超えることになるまで、原則として、認可・認定を行います。そのため、都道府県設定区域は、この需給調整の判断基準となることも踏まえて設定する必要があります。

＜都における区域設定＞

1号認定 〔3歳以上で、幼稚園等での教育を希望〕	都内では、交通の利便性が高く、私立幼稚園が占める割合も高い。そのため、区市町村の区域を超えた通園が多いという特徴がある。 また、新制度において、幼稚園には需給調整の仕組みは導入されていない。 よって、都全域を一つの区域設定とする。
2・3号認定 〔0～5歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望〕	保育の実施主体は区市町村であり、都が区市町村域を超えて区域を設定した場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になるおそれがある。 また、区市町村は、地域型保育の認可に当たり、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。 よって、区市町村が設定する区域と同一とする。
地域子ども・子育て支援事業	地域子ども・子育て支援事業の実施主体は区市町村であり、基本的に区市町村の区域内で提供・利用される。また、認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。 よって、区市町村ごとに1区域とする。

(2) 量の見込みと確保方策

- 区市町村は、必要とする全ての家庭が質の高い幼児期の学校教育・保育を利用できるよう、地域の実情に応じて計画的に基盤を整備していく役割を担っています。
- そのため、区市町村は、子ども・子育て支援法に基づいて策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画において、地域における教育・保育の利用状況や利用希望を調査し、教育・保育提供区域ごとに、認定区分別の必要利用定員総数と、これに対応した教育・保育の提供体制の確保内容等を定めています。
- 都道府県は、区市町村がその役割を適切に果たせるよう、区市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、広域調整を行った上で、各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等を計画に定めることになっています。

＜都における量の見込みと確保方策＞

（１）教育・保育について

- 都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、待機児童を解消しその状態を継続するため、地域の実情に応じた区市町村の積極的な取組が進むよう、必要な支援策を講じていく。

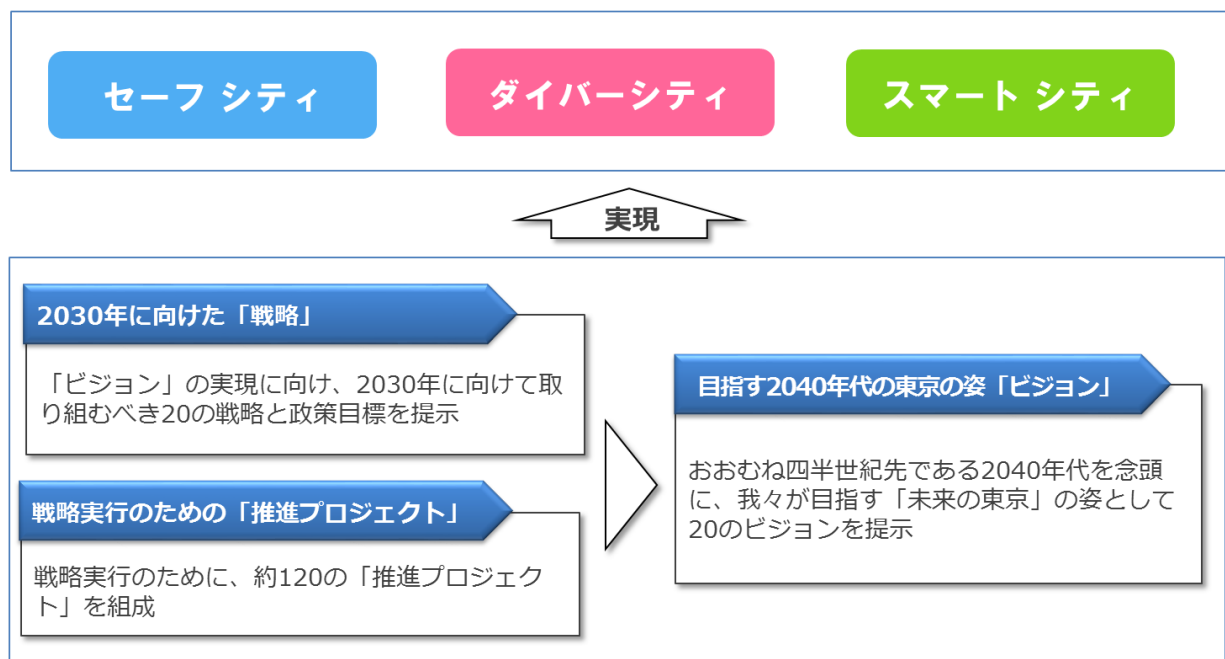
（２）地域子ども・子育て支援事業について

- 子ども・子育て支援法において、実施主体である区市町村の計画に記載することとされており、都道府県計画には記載が求められていない。また、「量の見込み」や「確保方策」の算定は、区市町村ごとに集計方法が異なる。
- しかし、都は、区市町村の計画的な取り組みを支援し、都内全域の子供・子育て支援のレベルアップを図る観点から、区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込むこととした。

「未来の東京」戦略ビジョン(令和元年 12 月)

東京都では、東京の未来を切り拓く長期的な羅針盤となる長期戦略の検討を進めており、2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」を示した『未来の東京』戦略ビジョンを策定しました。

- 2040年代の東京の姿「ビジョン」を目指し、2030年に向けた「戦略」と「推進プロジェクト」の実行を通じて「3つのシティ」が進化し、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していく。



(「未来の東京」戦略ビジョン 30 ページより抜粋)

◆ 2040 年代の東京ビジョン

人が輝く東京

ビジョン01 子供（Children）

子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京

目指す2040年代の東京の姿

- ✓ 子供の目線に立った政策やまちづくりが徹底され、「社会の宝」である子供の笑顔で一杯のまちが実現
- ✓ 子育てに関するあらゆる負担が解消され、子供を産み育てたいという希望を持つ人で溢れている
- ✓ 企業・地域における多様な子育て施設の存在に加え、テレワークなど子育てに優しい働き方が基本となり、「待機児童」は死語に
- ✓ 子供を産み、育てることが社会全体の喜びとなっている。
その結果、合計特殊出生率が先進国最高水準の2.07となり、少子化からの脱却に成功



◆ 2030 年に向けた戦略

（「未来の東京」戦略ビジョン 32 ページより抜粋）

戦略1 子供の笑顔のための戦略



子供の笑顔と
子供を産み育てたい人で溢れ、
家族の絆と社会が支える東京

子供が笑顔になると、周りの人も自然と笑顔になる。
子供目線に立って、出産・子育てに関わる家族の負担を社会全体で支え、子供が過ごしやすい地域のまちづくりを進めるとともに、社会のマインドチェンジを図ることで、子供が笑顔で、子供を産み育てることに喜びを感じる人で溢れる社会を目指す。

子供の目線に立って、あらゆる負担を徹底的にサポートする

- ・子供が健やかに育つことができるよう、産前から出産、子育てが終わるまで、子育て世帯が直面する様々な困難に寄り添い、切れ目なく、多面的な支援を徹底する。
- ・「子供を大切にする」視点から、都が率先して子供の声に耳を傾け、子供目線に立った政策を展開する。

子供に身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する

- ・子育て環境の整備や、公園や遊び場など子供が過ごしやすいまちづくりなど、地域での健やかな子育てに全力で取り組む区市町村を、都が強力に支援する。
- ・産官学民の様々な力を結集し、子供や子育て世代に優しいまちを創出する。

「チルドレンファースト」を社会に浸透させる

- ・「子供を大切にすること」を最優先とする社会に向け、産官学民が協働した活動を展開し、社会全体のマインドチェンジを図る。
- ・若い世代が「子供と触れ合い、子育ての楽しさと大切さを学ぶ」教育を推進する。

推進プロジェクト

出産・子育て全力応援プロジェクト	「子供と自然に触れ合い、子育ての大切さを学ぶ」教育の展開
子育てに全力で取り組む区市町村徹底支援プロジェクト	家事・育児負担軽減プロジェクト
チーム2.07（仮称）プロジェクト	結婚支援プロジェクト

（「未来の東京」戦略ビジョン 84 ページより抜粋）



（「未来の東京」戦略ビジョン 86 ページより抜粋）」

- 本計画は、「『未来の東京』戦略ビジョン」を推進する計画として、こうした視点や考え方を踏まえ、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していきます。

第1章

計画の目指すもの

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 計画の「理念」・「目標」・「視点」
 - (1) 3つの「理念」
 - (2) 5つの「目標」
 - (3) 施策推進の5つの「視点」

1 計画の基本的な考え方

- 地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がいないなど、いわゆる「育児の孤立化」や、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。合わせて、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことから、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、我が国では、令和元年の出生数が90万人を割り込むなど少子化が急速に進行しています。東京都においては、現在までのところ、転入人口超過により年少人口も増加してきましたが、平成30年の合計特殊出生率は1.20であり、一貫して全国最低の水準です。また、少子化の要因の一つである未婚率や母親の初産年齢は、全国の中でも高くなっています。
- 結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありませんが、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、全ての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。
- とりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期であり、基礎自治体である区市町村において、妊娠期からの切れ目ない支援や、質の高い教育・保育を提供できる体制を整備することが必要です。
- 都は、広域自治体として、子供・子育て支援を担う人材の確保・資質向上や特に支援を必要とする子供や家庭への支援を進めていく必要があります。
また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で子育てを応援していく機運を高めていくことも重要です。
- こうした考え方に立って、都は、東京都子供・子育て会議における意見も踏まえて、令和2年3月に本計画を策定し、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していきます。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月告示（平成30年3月並びに令和元年9月及び12月改正告示））

指針においては、以下の事項が規定されており、各市町村、都道府県は、これに即して市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされています。

また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされています。

- 子供・子育て支援の意義に関する事項
- 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- その他子供・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

次世代法に基づく行動計画策定指針の概要

次世代法第7条第1項の規定に基づく「地方公共団体及び事業主が策定する行動計画の指針」（平成26年11月告示（令和元年11月改正告示））

指針においては、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項が定められています。

子供の貧困対策に関する大綱の概要

子どもの貧困対策法第8条に基づき、平成26年8月閣議決定（令和元年11月新たな大綱を決定）

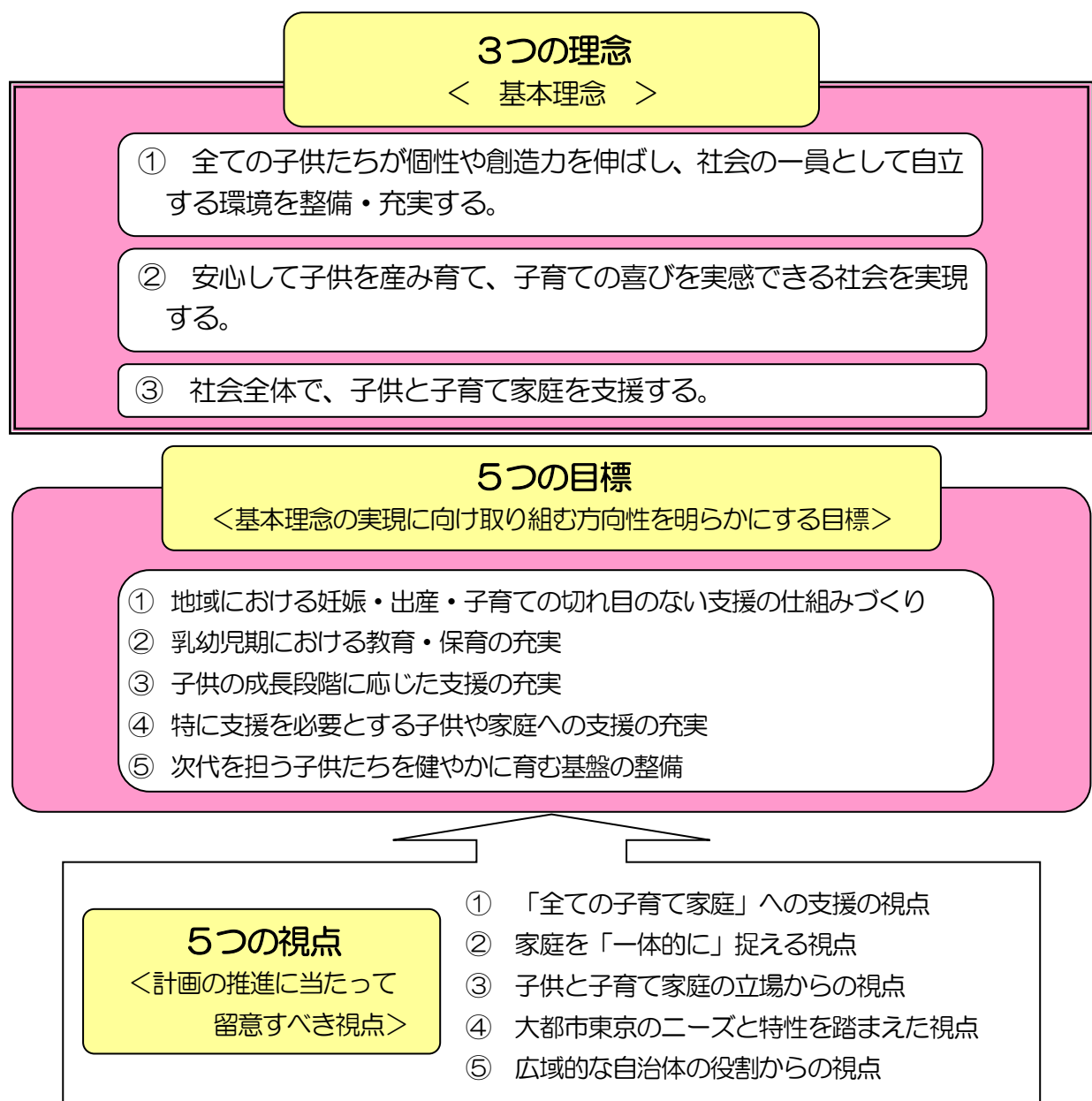
大綱においては、「貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。」「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。」などの分野横断的な基本方針や分野ごとの6の基本指針とともに、子供の貧困に関する指標が定められ、指標改善に向けた重点施策として、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つの分野で具体的な施策が盛り込まれています。

2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを併せて策定する計画です。

第一期計画では、「3つの理念」、「5つの目標」、「5つの視点」を設定し、子供・子育て支援の取組を進めてきました。

本計画は、第一期計画における理念・目標・施策推進の視点を引き継いだ上で、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していきます。



(1) 3つの「理念」

本計画では、

- ・「子供自身」に焦点を当てた理念 (理念①)
- ・「子育てへの支援」に焦点を当てた理念 (理念②)
- ・「社会全体で支える」ことの重要性に焦点を当てた理念 (理念③)

の「3つの理念」を掲げています。

理 念 ① 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在で、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。

そして、成長段階に応じた教育・保育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ねることを通じ、多くの知識や技能を身に付けるとともに、人間性や社会性を育み、自立した大人へと成長していきます。

子供の意見を尊重し、子供の最善の利益が実現される社会を目指し、全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、夢や希望を持つことができるとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学校・地域で必要な環境の整備や連携を進めていくことが必要です。

理 念 ② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。

子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の間でもあります。かけがえのない家庭の役割が十分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会として取り組むべき課題です。

子供・子育て支援施策の充実、ライフ・ワーク・バランスの推進や多様で柔軟な働き方の実現などにより、出産・子育てを希望する全ての人たちが、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

理 念 ③ 社会全体で子供と子育て家庭を支援する。

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定されるように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあります。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務であり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるようにしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有し、子供と子育てを応援する機運を醸成するとともに都民・企業、NPO団体など様々な地域の団体や行政（国・都・区市町村）が、それぞれの役割を踏まえて、子供の育ちと子育て家庭を支援していくことが必要です。

(2) 5つの「目標」

本計画の「3つの理念」を実現するため、5つの目標を設定しています。

目標① 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

- 安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。
- また、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに子育て家庭が抱える課題を早期に把握するためには、継続的な状況把握や支援を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。
- 子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備していきます。

目標② 乳幼児期における教育・保育の充実

- 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要です。
- 認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行っていきます。

目標③ 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 次代を担う子供たちが、これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくためには、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動するなどの資質や能力を育んでいかなければなりません。
- 社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられるよう、勤労観や職業観の育成等が成長段階に応じて促される仕組みが必要です。
- また、共働き家庭の増加や、都市化によって、放課後等に地域において子供が安全に過ごすことのできる場の確保も求められています。
- 子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよう、子供を取り巻く問題に家庭・学校・地域が連携して取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくりを進めていきます。

目標④ 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 子供の権利擁護の観点から、体罰等によらない子育ての推進や子供の意見表明権を保障する取組が必要です。
- 貧困の状況にある子供に対し、その状況に応じて支援を包括的かつ早期に講ずることが求められています。
- また、虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えており、関係機関が一層の連携強化を図り、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援などの取組を進める必要があります。
- さらに、発達障害を含む障害のある子供、医療的ケア児、外国につながる子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。
- 様々な環境の下で育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を念頭に子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進めていきます。

目標⑤ 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

<家庭生活と仕事との両立の実現>

- 多様で柔軟な働き方を支援し、男女共に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現が求められています。
- ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む企業等への支援を進めるとともに、男女を問わず、育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、NPO団体、企業等と共に進めていきます。
- また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練による能力開発を行い、再就職を支援していきます。

<安心・安全を確保しながら、社会全体で子育てしやすい環境を整備>

- 子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普及啓発が求められています。
- また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たない一方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを防ぐための取組も重要となっています。
- 親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めていきます。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていきます。
- 子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守る仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 様々な分野の関係機関・団体の連携を通じて、社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。

(3) 施策推進の5つの「視点」

本計画の推進に当たって、特に留意すべき視点として、以下の「5つの視点」を掲げています。

視点① 「全ての子育て家庭」への支援の視点

- 家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を抱える状況があります。幼稚園や保育所等を利用する子供の家庭等だけでなく、「全ての子育て家庭」を対象とした支援の重要性が増しています。
- 全ての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・子育て支援のニーズに対応していく必要があります。
- 全ての子育て家庭が地域において安心して子育てができるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、必要な家庭がサービスを適切に利用できるように積極的に情報提供していきます。

視点② 家庭を「一体的」に捉える視点

- 児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子供の育った家庭が様々な問題を抱えている場合も多く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。
- 子供や親への個別の対応だけでなく、家庭が抱えている問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・警察等の各機関が協力し、切れ目ない支援を総合的に展開していきます。

視点③ 子供と子育て家庭の立場からの視点

- 子育て支援に当たっては、子供の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、子供の最善の利益が最優先されなければなりません。
- 子供は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。だからこそ、与えられた環境の違いによって、将来が決定されることなく、全ての子供が希望する進路を選択できる環境を整えていくことが求められています。
- 親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て家庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用できる体制を整備することが重要です。
- 行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な地域の団体や都民が、それぞれの役割のもとに、子供と子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに対応していきます。

視点④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 東京では、多様な就業・勤務形態等を背景に、子供・子育て支援に関するニーズが多様化しています。
- 一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企業や、特色のある活動を活発に展開しているNPO 団体等の民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の集積、利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。
- 子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、多くの民間サービスや、NPO 団体をはじめとする東京の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生かして子供・子育て支援に取り組んでいきます。

視点⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

- 子供・子育て支援の実施主体は区市町村ですが、都は広域的な自治体として、都内の全ての区市町村において、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供されるよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担っていく必要があります。また、区市町村の区域を越える広域的・専門的な課題にも対応していく必要があります。
- 子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的には事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量を確保するため、事業者の取組を支援していきます。
- 区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に実施されるよう支援するとともに、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。

○ 子供の意見を聴く取組

都は、本計画の策定に当たり、理念①に掲げる「子供の意見の尊重」を実践するため、「子供の意見を聴く取組」として、7つの学校で出前授業を行い、都の取組について多くの子供たちから意見を発表してもらいました。

子供たちからの意見については、学校ごとに「出前授業レポート」としてまとめ、関連する施策のページに掲載しています。

出前授業実施校	テーマ	関連目標
東京都立南葛飾高等学校	安心して子供を産み育てられる社会	目標1
日野市立平山中学校	子供をサポートできる社会	目標1
荒川区立尾久八幡中学校	子供たちの居場所づくり	目標2
青梅市立霞台小学校	子供たちの居場所づくり	目標2
東京都立永福学園	子供たちの居場所づくり	目標2
東京都立立川高等学校	安心して子供を産み育てられる社会	目標5
文京区立関口台町小学校	子供の育ちを支える体験学習	目標5